

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

2026年5月15日

株主各位

大阪府茨木市彩都はなだ2丁目1番2号
株式会社瑞光
代表取締役社長 梅林 豊志

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

- | | |
|--------------------------|---|
| 1. 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 20,200株 |
| 2. 処分方法 | 特定譲渡制限付株式を割り当てる方法による |
| 3. 処分価額 | 1株につき金900円 |
| 4. 処分価額の総額 | 金18,180,000円 |
| 5. 出資の目的とする財産の内容及び価額 | 2026年5月15日開催の当社の取締役会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）3名および執行役員2名に付与される、当社に対する金銭報酬債権合計金18,180,000円（処分する株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金900円）を現物出資の目的とする |
| 6. 処分先 | 取締役（※）3名 18,600株
執行役員 2名 1,600株
※社外取締役を除きます。 |
| 7. 処分する株式と引き換えにする財産の給付期日 | 2026年6月15日 |

以上